

家族を扶養からはずすとき

家族が就職・死亡した場合、または年間収入 130 万円(60 歳以上または障がい年金受給者は 180 万円)以上の継続的な収入が得られるようになったときは、被扶養者からはずす手続きが必要です。既に就職していて、就職先で社会保険に加入していた場合、二重加入となっておりますので、早急にお勤めの事業所へ手続きを依頼してください。また、雇用保険の失業給付等の支給を受ける場合、基本手当日額が 3,612 円を超えると扶養からはずさなければなりません。なお、扶養削除の手続きを事業所に申し出るときは削除対象者の「被保険者証」も必ず事業所へ返却してください。

扶養削除日

	扶養削除日
就職	就職した日
死亡	死亡日の翌日
離婚	離婚日した日
別居(生計維持関係がなくなった)	別居を始めた日(生計維持関係が変更した日)
限度額以上の収入が発生	収入が限度額を超えた日
限度額以上の年金収入が発生	年金振込通知書の発行日
雇用保険失業給付を受給するとき	受給開始日
その他(認定基準を満たさなくなった)	基準を満たさなくなった日

医療費について

削除された被扶養者は削除日以降、当健保組合の保険証を使用できません。扶養削除日以降に保険証を使用した場合は、その間の医療費・給付金を全額返還していただくことになりますので、ご注意ください。